

岩手県立大学履修規程

制定	平成17年4月1日	規程第24号
改正	平成19年3月23日	規程第4号
	平成20年3月19日	規程第2号
	平成21年3月30日	規程第5号
	平成22年3月26日	規程第3号
	平成22年9月30日	規程第21号
	平成23年3月23日	規程第8号
	平成24年3月28日	規程第5号
	平成25年3月29日	規程第7号
	平成26年3月31日	規程第6号
	平成27年5月27日	規程第29号
	平成28年3月31日	規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学学則（以下「学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(履修コース)

第2条 学部 of 学科に次のとおり履修コースを設ける。

学部	学科	履修コース
看護学部	看護学科	
社会福祉学部	社会福祉学科	福祉政策系 コミュニティ福祉系 臨床福祉系
	人間福祉学科	生涯発達支援系 福祉心理系
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	基盤システムコース メディアシステムコース 知能システムコース 情報システムコース
総合政策学部	総合政策学科	行政・経営コース 環境・地域コース

(授業科目等)

第3条 授業科目の種類、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、学則別表第1のとおりとする。

2 学則第35条の資格に係る授業科目の種類及び単位数等は、次のとおりとする。

(1) 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、学則別表1の1（教職科目を

除く。) のとおりとする。

(2) 社会福祉士国家試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(3) 精神保健福祉士国家試験の受験資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(4) 保育士の資格の取得に必要な授業科目の種類及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(5) 教育職員免許状の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表第4のとおりとする。

(履修の登録)

第4条 学生は、前期及び後期ごとに、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。なお、次の表の左欄に掲げる学部の同表の中欄に掲げる学科の学生に係る履修登録単位数の上限は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

学部	学科	履修登録単位数の上限
看護学部	看護学科	1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は27単位とする。ただし、自由聴講科目を除く。なお、編入学生にあつては単位数の上限を設けない。
社会福祉学部	社会福祉学科	1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1・2年次生にあつては28単位、3年次生にあつては32単位とする。ただし、学部で定める一部の科目を除く。なお、4年次生及び編入学生にあつては単位数の上限は設けない。
	人間福祉学科	
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は24単位とする。ただし、自由聴講科目及び学部で定める一部の科目を除く。
総合政策学部	総合政策学科	1学期に履修科目(自由聴講科目及びキャリア教育科目を除く。)として登録することができる単位数の上限は25単位とする。ただし、前学期の学期GPAが3.2

		以上、又は3年次生以上の場合の当該上限は30単位とする。
--	--	------------------------------

2 履修の登録は、学内情報システムにより届け出ることにより行うものとする。

(履修の取消し)

第4条の2 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、当該授業科目の履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により学長に届け出るものとする。

(履修の制限)

第5条 次に掲げる授業科目は履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目（平成13年4月1日から平成14年3月31日までに看護学部に入學した学生が高等学校教諭一種免許状（保健）を、平成13年3月31日以前に社会福祉学部、ソフトウェア情報学部又は総合政策学部に入學した学生がそれぞれの教育職員免許状を取得することを目的として既に単位を修得した授業科目を再び履修する場合を除く。）

(3) 授業時間が重複する授業科目

(試験)

第6条 試験は、学期末までに期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

(成績の評価)

第7条 成績の評価は、試験の成績、平常の成績及び出席状況等を総合して判定する。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点	成績評価の定義
秀	90点以上	目標を上回る特に優れた水準に達している。
優	80点以上 90点未満	目標に関して十分な水準に達している。
良	70点以上 80点未満	目標に関して事前に想定される標準的な水準に達している。
可	60点以上 70点未満	目標に関する基本的な水準に達している。
不可	60点未満	目標に関する基本的な水準に達していない。

3 評点を付さない授業科目は、合格、不合格をもって表す。

4 不合格になった授業科目は、再履修することができる。

(追試験)

第8条 所定の試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）は行わない。ただし、病気その他やむを得ない事情により受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の規定により追試験の受験を希望する者は、追試験願書に理由書を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

3 追試験の実施日程は、その都度別に指定する。

(再試験)

第9条 試験を受験して不合格になった者に対する試験（以下「再試験」という。）は行わない。ただし、やむを得ない事情により教授会が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

2 前項の規定により再試験の受験を希望する者は、再試験願書を提出しなければならない。

3 再試験の実施日程は、その都度別に指定する。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為をした者は、学則第37条第1項の規定による懲戒処分のほか、その期に実施する試験のうち、その時間以後の試験の受験資格を失う。

(進級要件等)

第11条 進級要件又は授業科目の先修条件については、教授会が定める。

(卒業要件)

第12条 卒業するためには、4年以上又は学則第17条の規定により定められた在学すべき年数以上在学し、学則別表第2に定める卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

(他の大学において修得した単位の認定)

第13条 学則第22条第1項及び第2項の規定により他の大学において修得した単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 単位認定願

(2) 単位修得証明書（派遣先の大学等の長の発行するもの）

(大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定)

第14条 学則第23条第1項及び第24条第2項の規定により修得したものとみ

なし、又は与えることができる単位の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 修得単位認定申請書
- (2) 本学が認めた学修に係る成果等の通知の写し（当該学修を実施する団体等の発行するもの）
(入学前の既修得単位の認定)

第15条 学則第24条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 卒業証明書又は在籍証明書（出身大学等の発行するもの）
- (3) 成績証明書（出身大学等の発行するもの）
- (4) 申請する授業科目について、出身大学等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算・認定に必要な書類
(休学期間中に外国の大学等において修得した単位の認定)

第16条 学則第24条の2第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 修得単位認定申請書
- (2) 単位修得証明書又は成績証明書（修学した外国の大学等の発行するもの）
- (3) その他学部において必要とする書類
(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年 3月23日 規程第4号）

- 1 この規程は、平成19年 4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、第3条第1項及び第2項各号の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、第3条第1項及び第2項各号の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成20年 3月19日 規程第2号）

- 1 この規程は、平成20年 4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成21年 3月30日 規程第5号）

- 1 この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成22年 3月26日 規程第3号）

- 1 この規程は、平成22年 4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者

に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成22年 9 月 30 日 規程第21号）

この規程は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 23 日 規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在 student」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。ただし、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程別表第 5 に規定する授業科目の種類のうち、幼児教育方法論については、平成21年度以降に入学した者（編入学した者にあつては平成23年度以降に入学した者）について適用する。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成24年 3 月 28 日 規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在 student」という。）の授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別、成績の評価及び卒業に必要な単位数は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、配当年次、単位数、必修又は選択の別、成績の評価及び卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成25年 3 月 29 日 規程第 7 号）

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在 student」という。）の授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者

に係る授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

- 4 在学生のうち平成24年4月1日において現に在学している者の授業科目の履修及び成績の評価については、この規程による改正後の履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成24年4月1日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の履修及び成績の評価については、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成26年3月31日 規程第6号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別並びに卒業に必要な単位数は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成27年5月27日 規程第29号）

- 1 この規程は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の適用の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、当該者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成28年3月31日 規程第6号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在学生」という。）の履修登録単位数の上限については、この規程による改正後の岩手県立大学履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の日以降において転入学し、又は再入学した者に係る履修

登録単位数の上限は、当該者の属する年次の在学生の例による。

別表第1(第3条関係)

社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な授業科目及び単位数

「社会福祉士に関する科目を定める省令」に定める指定科目の名称 (平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)	本学における授業科目の名称	単位数	備 考
①人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2	<p>①人体の構造と機能及び疾病：医学概論、②心理学理論と心理的支援：心理学、③社会理論と社会システム：社会学は、選択科目なので、①～③のうちからひとつ履修すること。ただし、①～③のいずれも国家試験の対象となる科目なので、受験希望者は履修することが望ましい。</p> <p>⑰就労支援サービス：「公的扶助論Ⅱ」・「児童福祉論Ⅱ」・「障害者福祉論Ⅱ」、⑱権利擁護と成年後見制度：「権利擁護・更生保護」・「法学Ⅰ」、⑲更生保護制度：「権利擁護・更生保護」・「法学Ⅰ」は選択科目なので、⑰～⑲のうちからひとつ履修すること。ただし、⑰～⑲のいずれも、国家試験の対象となる科目なので、受験希望者は履修することが望ましい。</p>
②心理学理論と心理的支援	心理学	2	
③社会理論と社会システム	社会学	2	
④現代社会と福祉	社会福祉原論Ⅰ 社会福祉原論Ⅱ	2 2	
⑤社会調査の基礎	調査技法	2	
⑥相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク入門 社会福祉専門職論	2 2	
⑦相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ ソーシャルワーク論Ⅱ ソーシャルワーク論Ⅲ ソーシャルワーク論Ⅴ	2 2 2 2	
⑧地域福祉の理論と方法	地域福祉論 ソーシャルワーク論Ⅳ	2 2	
⑨福祉行財政と福祉計画	公的福祉経営論	2	
⑩福祉サービスの組織と経営	福祉サービス論	2	
⑪社会保障	社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ	2 2	
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論Ⅰ 高齢者福祉論Ⅱ ケア論	2 2 2	
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論Ⅰ	2	
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論Ⅰ	2	
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論Ⅰ	2	
⑯保健医療サービス	医療保健制度論	2	
⑰就労支援サービス	公的扶助論Ⅱ 児童福祉論Ⅱ 障害者福祉論Ⅱ	2 2 2	
⑱権利擁護と成年後見制度	権利擁護・更生保護 法学Ⅰ	2 2	

⑱更生保護制度	権利擁護・更生保護 法学Ⅰ	2 2	
⑳相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	
㉑相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	
㉒相談援助実習	ソーシャルワーク実習	4	

別表第2(第3条関係)

精神保健福祉士試験受験資格に必要な授業科目及び単位数

精神保健福祉士試験受験資格 に定める指定科目の名称 (平成23年文部科学省・厚生労働省令 第3号)	本学における授業科目の名称	単位数	時間数	備 考	
精神疾患とその治療	精神医学Ⅰ	2		<p><人体の構造と機能及び疾病>＝「医学概論」、<心理学理論と心理的支援>＝「心理学」、<社会理論と社会システム>＝「社会学」のうちからひとつ選択し、履修すること。</p> <p>ただし、<人体の構造と機能及び疾病>＝「医学概論」、<心理学理論と心理的支援>＝「心理学」、<社会理論と社会システム>＝「社会学」のいずれも国家試験の対象となる科目なので、受験希望者は履修することが望ましい。</p> <p>「ソーシャルワーク実習」履修者の場合の「精神保健福祉援助実習」時間数は180時間とする。</p>	
	精神医学Ⅱ	2			
精神保健の課題と支援	精神保健学Ⅰ	2			
	精神保健学Ⅱ	2			
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉論Ⅰ	2			
	精神保健福祉サービス論	2			
精神障害者の生活支援システム	精神保健福祉論Ⅱ	2			
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	ソーシャルワーク入門	2			
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	精神保健福祉援助技術の基盤	2			
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉援助技術各論	2			
	精神科ソーシャルワーク論	2			
	精神科リハビリテーション論	2			
精神保健福祉援助演習(基礎)	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2			30
精神保健福祉援助演習(専門)	精神保健福祉援助演習Ⅰ	2			30
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	2			30
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1			30
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	1			30
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	1			30
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習	4			210
現代社会と福祉	社会福祉原論Ⅰ	2			
	社会福祉原論Ⅱ	2			
社会保障	社会保障論Ⅰ	2			
	社会保障論Ⅱ	2			
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論Ⅰ	2			
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2			
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2			
心理学理論と心理的支援	心理学	2			
社会理論と社会システム	社会学	2			
人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2			
福祉行財政と福祉計画	公的福祉経営論	2			
保健医療サービス	医療保健制度論	2			
権利擁護と成年後見制度	権利擁護・更生保護	2			
	法学Ⅰ	2			
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論Ⅰ	2			

別表第3(第3条関係)

保育士資格取得に必要な授業科目及び単位数

保育士を養成する学校 その他の施設の修業教科目 (平成22年厚生労働省告示第278号)			単位数	本学における教育課程		備 考	
				授業科目等の名称	単位数		
教 養 科 目	外国語に関する演習		2以上	英語基礎演習Ⅰ 英語実践演習Ⅰ 英語基礎演習Ⅱ 英語実践演習Ⅱ 英語基礎演習Ⅲ 英語実践演習Ⅲ 英語基礎演習Ⅳ 英語実践演習Ⅳ 外国語Ⅰ 外国語Ⅱ 外国語自由聴講科目	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2	1 外国語に関する演習の科目から2単位以上選択し、修得すること。 2 「健康科学」「体育実技」は必ず履修すること。 3 上記以外の科目から6単位以上選択し、履修すること。	
	体育に関する講義及び実技	講義 実技	1 1	健康科学 体育実技	2 1		
	上記以外の科目		6以上	心理学 社会学 法学Ⅰ 医学概論 情報リテラシー 基礎教養入門 学の世界入門 教養科目	2 2 2 2 2 1 1 2		
必 修 科 目	保育の本質・目的に関する科目		社会福祉	2	社会福祉原論Ⅰ	2	全て履修すること。
			相談援助	1	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
			児童家庭福祉	2	児童福祉論Ⅰ	2	
			保育原理	2	保育原理	2	
			社会的養護	2	養護原理	2	
			教育原理	2	教育原理	2	
	保育の対象の理解に関する科目		保育の心理学Ⅰ	2	発達心理学	2	
			保育の心理学Ⅱ	1	保育の心理学	1	
			子どもの保健Ⅰ	4	小児保健Ⅰ 精神医学Ⅰ	2 2	
			子どもの保健Ⅱ	1	小児保健Ⅱ	1	
			子どもの食と栄養	2	小児栄養	2	
			家族支援論	2	家族臨床論	2	
	保育の内容・方法に関する科目		保育課程論	2	幼児教育課程論	2	
			保育内容総論	1	保育内容総論	2	
			保育内容演習	5	保育内容(環境) 保育内容(人間関係) 保育内容(言葉) 保育内容(表現)	2 2 2 2	
			乳児保育	2	乳児保育	2	
			障害児保育	2	発達障害論	2	
社会的養護内容			1	養護内容	1		
保育相談支援			1	育児支援論	2		
保育の表現技術			保育の表現技術	4	音楽実技 図画工作 小児体育	2 2 2	
保育実習		保育実習Ⅰ	4	児童福祉実習Ⅰ 児童福祉実習Ⅱ	2 2		
		保育実習指導Ⅰ	2	児童福祉実習指導Ⅰ 児童福祉実習指導Ⅱ	1 1		
		総合演習	保育実践演習	2	児童福祉専門演習	2	
選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目		社会福祉原論Ⅱ	2	1 「児童福祉実習Ⅲ」及び、「児童福祉実習指導Ⅲ」を除く選択必修科目の中から6単位以上選択し、履修すること。 2 「児童福祉実習Ⅲ」及び、「児童福祉実習指導Ⅲ」は必ず履修すること。		
			児童福祉論Ⅱ	2			
			精神保健学Ⅰ	2			
	保育の対象の理解に関する科目		臨床心理学	2			
			家族社会学	2			
			保育内容(音楽)	2			
保育の内容・方法の理解に関する科目		保育内容(造形)	2				
		保育内容(健康)	2				
		保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	2	児童福祉実習Ⅲ	2		
保育実習		保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	1	児童福祉実習指導Ⅲ	1		

注 保育士取得に係る教養科目については、下記の中から1科目2単位を取得するものとする。

「自己と他者」、「人間と職業」、「生物学の世界」、「個と集団」、「政治学の世界」、法学の世界」、「科学技術と倫理」、「生態学の世界」、「ジェンダーと文化」、「哲学の世界」

別表第4(第3条関係) 教育職員免許状の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別

1 高等学校教諭一種免許状(保健)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数			単位数		本学における免許状取得に必要な最低単位数	備考		
科目区分	単位数	授業科目の名称	必修	選択				
教科に関する科目	生理学、栄養学、微生物学、解剖学		形態機能学Ⅰ 形態機能学Ⅱ 薬理代謝学 栄養代謝学 感染免疫学 食品栄養学	2 1 1 1 1 1		7	必修及び選択の別は、教育職員免許状を得る上で必修・選択の別であり、卒業要件として必修の選択の別は異なること。	
	衛生学及び公衆衛生学		公衆衛生学 保健統計学 健康管理論	2 2 1		5		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	教科に関する科目 20単位	学校看護学 小児看護学概論 小児発達看護論 小児臨床看護論Ⅰ 小児臨床看護論Ⅱ 学校健康相談活動 精神保健論 精神看護学概論 学校・産業看護論 地域看護学実習Ⅰ 感染看護論 成人生活ケア論 地域看護学概論 地域看護システム論Ⅰ 看護学総合実習 看護情報管理論 看護研究方法論	2 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 3 1	1	21		
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職に関する科目 23単位	教職概論	2			2
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教科又は教職に関する科目 16単位	教育原理	2			6
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育心理学	2			
		・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法		教育行政学	2			
	教育課程及び指導法に関する科目	・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育課程論	2		10		
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	保健科教育法Ⅰ 保健科教育法Ⅱ	2 2				
			特別活動論	2				
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2				
	教職実践演習	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	生徒指導論	2		4		
		教育相談論	2					
教職実践演習(中・高)		2		2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教育実習	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ(高等学校)	1 2		3			
	日本国憲法	2	日本国憲法	2		2		
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3		
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ 英語実践演習Ⅱ 英語実践演習Ⅲ 英語実践演習Ⅳ	1 1 1 1		4		
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2		

2 養護教諭一種免許状

科目区分		単位数	授業科目の名称	単位数		本学における免許状取得に必要な最低単位数	備考
				必修	選択		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)		公衆衛生学 保健統計学 健康管理論	2 2 1		5	必修及び選択の別は、教育職員免許状取得の上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。
	学校保健		小児発達看護論 学校・産業看護論 地域看護学概論	1 1 2		4	
	養護概説		学校看護学	2		2	
	健康相談活動の理論及び方法		人間関係論 学校健康相談活動	1 1		2	
	栄養学(食品学を含む。)		食品栄養学 栄養代謝学	1 1		2	
	解剖学及び生理学		形態機能学Ⅰ 形態機能学Ⅱ	2 1		3	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		薬理代謝学 感染免疫学	1 1		2	
	精神保健		精神保健論 精神看護学概論	1 1		2	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	養護に関する科目 28単位 教職に関する科目 21単位 養護又は教職に関する科目 7単位	看護情報学 臨床病態治療学Ⅰ 臨床病態治療学Ⅱ 看護学序論 看護基礎理論Ⅰ 看護援助技術論Ⅰ 看護援助技術論Ⅱ 母性看護学概論 母性臨床看護論Ⅰ 母性臨床看護論Ⅱ 小児臨床看護論Ⅰ 小児看護学概論 老年看護学概論 成人看護学概論 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 小児看護学実習 家族ケア論 精神臨床看護論Ⅰ 地域看護活動論Ⅰ 成人生活ケア論	1 1 1 2 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 3 1 1 1 1		27	
	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職概論	2		2	
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育原理 教育心理学	2 2		6	
	教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・道徳及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育行政学 教育課程論 道徳・特別活動論	2 2 1		5	
	生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育方法論 生徒指導論 教育相談論	2 2 2		4	
教職実践演習		教職実践演習(中・高)	2		2		
養護実習		養護実習 事前事後指導	4 1		5		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2		2	
	体育	2	健康科学 体育実技	2 1		3	
	外国語コミュニケーション	2	英語実践演習Ⅰ 英語実践演習Ⅱ 英語実践演習Ⅲ 英語実践演習Ⅳ	1 1 1 1		4	
	情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		2	

3 幼稚園教諭一種免許状

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		科目区分	単位数	授業科目の名称	単位数		本学における免許状取得に必要な最低単位数	備考	
					必修	選択			
教科に関する科目	国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育のうち1以上の科目			国語概論 生活 音楽実技 図画工作 小児体育	2 2 2	2 2	6	1 必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。 2 本学における免許状に必要な最低単位数に記載のほか、教科に関する科目又は教職に関する科目の選択から8単位修得すること。	
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職概論	2		2		
		教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 保育原理	2	2	8		
			・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理学 発達心理学 発達障害論	2 2	2			
		教育課程及び指導法に関する科目	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育行政学	2		18 (保育内容の表現、音楽、造形の3科目のうち2科目が必修)		
			・教育課程の意義及び編成の方法	幼児教育課程論	2				
			・各教科の指導法	保育内容総論 保育内容(健康) 保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 保育内容(言葉) 保育内容(表現) 保育内容(音楽) 保育内容(造形)	2 2 2 2 2 2 2	2 2 2			
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児教育方法論	2		2		
			・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の基礎 家族臨床論	2	2			
		教職実践演習			教職実践演習(幼稚園)	2			2
		教育実習			幼稚園教育実習Ⅰ 幼稚園教育実習Ⅱ	2 3			5
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法		2	法学Ⅰ	2			2
		体育		2	健康科学 体育実技	2 1			3
		外国語コミュニケーション		2	英語実践演習Ⅰ 英語実践演習Ⅱ 英語実践演習Ⅲ 英語実践演習Ⅳ	1 1 1 1			4
情報機器の操作		2	情報リテラシー	2		2			

4 高等学校教諭一種免許状(情報)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数			単位数		本学における 免許状取得に 必要な最低単 位数	備 考
科目区分	単位数	授業科目の名称	必修	選択		
教科に 関する 科目	情報社会及び情報倫理	情報と法律	2		36 ※必修28単 位のほ か、選択 から8単 位修得す ること。	必修及び選択 の別は、教育 職員免許状を 取得する上で の必修・選択の 別であり、卒業 要件としての必 修・選択の別と は異なるもので あること。
		情報環境論 メディア論		2 2		
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	コンピュータアーキテクチャ I	2			
		コンピュータアーキテクチャ II	2	2		
		オペレーティングシステム論		2		
		組込みOS論		2		
		ソフトウェア演習A	1			
		ソフトウェア演習B	1			
		ソフトウェア演習C	1			
	情報システム(実習を含む。)	ハードウェア基礎		2		
モデリング実践論			2			
コンパイラの理論と実践			2			
ソフトウェア設計学		2				
ソフトウェア設計実践論		2				
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	情報システム基礎論 I	2				
	情報システム基礎論 II	2	2			
	ファイルとデータベース		2			
	情報システム構築学 I		2			
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	情報システム構築学 II		2			
	ソフトウェア演習D	1				
	情報ネットワーク論	2				
情報と職業	情報ネットワーク実践論	2				
	コミュニケーション論		2			
	分散システム論		2			
教科又は 教職に関 する科目 16単位	教職の意義等に関する科目	分散システム実践論		2		
		デジタル信号処理	2			
	教育の基礎理論に関する科目	メディアシステム学	2			
		ヒューマンインターフェース		2		
		シミュレーション学		2		
	教育課程及び指導法に関する科目	情報と職業	2	2		
		統合情報システム学 I		2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	統合情報システム学 II		2		
		戦略情報システム学		2		
	教職実践演習	起業論		2		
教職概論		2				
教育実習	教育原理	2				
	教育心理学	2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教育行政学	2				
	教育課程論	2				
	情報科教育法 I	2				
	情報科教育法 II	2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	特別活動論	2				
	教育方法論	2				
	生徒指導論	2				
	教育相談論	2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教職実践演習(中・高)	2				
	教育実習 I	1				
	教育実習 II(高等学校)	2				
	日本国憲法	2	2			
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	健康科学	2				
	体育	1				
	英語実践演習 I	1				
	英語実践演習 II	1				
外国語コミュニケーション	英語実践演習 III	1				
	英語実践演習 IV	1				
情報機器の操作	2	2				
情報リテラシー	2					

5 中学校教諭一種免許状(社会)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		単位数	単位数		本学における免許状取得に必要な最低単位数	備考		
科目区分	単位数		必修	選択				
教科に関する科目	日本史及び外国史	2	2	2	28	1 必修及び選択の別は、教育職員免許状を取得する上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なるものであること。 2 教育実習Ⅱにおいて、中学校一種免許状及び高等学校一種免許状を併せて取得しようとする場合は、教育実習Ⅱ(中学校)のみの修得でよいこと。		
	地理学(地誌を含む。)	2	2	2				
	「法学、政治学」	2	2	2				
	「社会学、経済学」	教科に関する科目 20単位	2	2			2	
		教科に関する科目 31単位	2	2			2	
		「哲学、倫理学、宗教学」	2	2			2	
		教職の意義等に関する科目	2	2			2	
		教育の基礎理論に関する科目	2	2			2	
	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	2	2			2	6
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	2			2	
教職実践演習		2	2	2				
教育実習		1	1	1				
教育実習Ⅱ(中学校)		4	4	4				
日本国憲法		2	2	2	4			
体育		2	2	2				
外国語コミュニケーション		2	2	2				
情報機器の操作		2	2	2				

6 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		授業科目の名称	単位数		本学における免許状取得に必要な最低単位数	備考	
科目区分	単位数		必修	選択			
教科に関する科目	日本史	日本史概説 経済史 地域文化論	2 2 2		32 ※必修30単位のほか、選択から2単位修得すること。	必修及び選択の別は、教育職員免許状取得の上での必修・選択の別であり、卒業要件としての必修・選択の別とは異なること。	
	外国史	外国史概説	2				
	人文地理学及び自然地理学	地理学	地理学	2			
		地圏環境システム論	2				
環境科学概論		2					
環境生態学			2				
環境調査法			2				
水圏環境システム論			2				
自然環境保全論		2					
地域災害論		2					
地域環境計画論		2					
景観生態学		2					
地圏環境システム論		2					
災害情報学		2					
地誌学	2						
地域経済論	2						
地誌	教科に関する科目 20単位						
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2		2		
	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2		6		
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	2				
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2				
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	2		10		
		・各教科の指導法	2				
		・特別活動の指導法	2				
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2				
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	2		4		
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2				
教職実践演習		2		2			
教育実習		1 2		3			
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2		4		
	体育	健康科学 体育実技	2 1		3		
	外国語コミュニケーション	英語実践演習Ⅰ 英語実践演習Ⅱ 英語実践演習Ⅲ 英語実践演習Ⅳ	1 1 1 1		4		
	情報機器の操作	情報リテラシー	2		2		

7 高等学校教諭一種免許状(公民)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び免許状取得に必要な最低単位数		単位数	単位数		備考		
科目区分	単位数		必修	選択			
教科に関する科目	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	20	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	32	必修及び選択の別は、教員免許状取得の上での必修・選択の別であり、要件としての必修・選択の別異なるものであること。	
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	20	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	20	2 2				
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	23			2		
	教育の基礎理論に関する科目	16	2		2	6	
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		2			10
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		2			
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		2			
		・教育課程の意義及び編成の方法		2			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・各教科の指導法		2			4
		・特別活動の指導法		2			
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		2			
	教職実践演習		2			2	
教育実習		1 2			3		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	2 2		4		
	体育	2	2 1		3		
	外国語コミュニケーション	2	1 1 1 1		4		
	情報機器の操作	2	2		2		